

様式第4号・その1（第7条関係）

平成 31 年 4 月 25 日

伊万里市議会議長 前田 久年 様

氏名 香月 孝夫

平成30年度伊万里市政務活動費収支報告について

伊万里市政務活動費の交付に関する条例第5条第1項により、別紙のとおり平成30年度政務活動費収支報告書を提出します。



様式第4号・その2 (第7条関係)

平成30年度政務活動費収支報告書

議員名 香月 孝夫

1 収入 政務活動費 250,000 円

2 支出

項目	金額 (円)	備考
研究研修費	132,040	
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費	33,000	
合計	165,040	

3 残額 84,960 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

研 究 研 修 費

(支出明細書)

研修内容 又は目的	①8/22議会改革行動方針、SNSを利用したゼロ予算での議会広報、中小企業振興基本条例について ②8/23「地方議員・公務員サマースクール」受講		
研修年月日	平成30年8月21日～8月24日	宿泊の有無	①有・無
研修場所	①北海道稚内市役所・稚内市議会 ②北海道大学公共政策大学院		
経 費 明 細 書			
会場費			
講師謝礼			
出席者負担金			
会費			
旅費	132,040円		
宿泊費			
その他経費			
合計	132,040円		

政務活動費 旅費計算書

旅行者 (3)岩崎義弥議員 (9)前田敏彦議員 (12)香月孝夫議員 (17)松尾雅宏議員
(19)多久島繁議員 (20)草野譲議員 (21)渡邊英洋議員

期 間 平成30年8月21日～8月24日 (3泊4日)

行き先 ①北海道稚内市役所・稚内市議会 ②北海道大学公共政策大学院

内 容 ①8/22議会改革行動方針、SNSを利用したゼロ予算での議会広報、中小企業
振興基本条例について
②8/23「地方議員・公務員サマースクール」受講

備 考

※網掛けは、領収書添付

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
運 賃	3,600	伊万里～福岡空港(往復)
	0	福岡空港～羽田空港※パック料金に含む
	0	羽田空港～稚内空港※パック料金に含む
	1,200	稚内空港～稚内駅前ターミナル(往復・バス)
	0	稚内空港～新千歳空港※パック料金に含む
	2,140	新千歳空港～札幌(往復)
	0	新千歳空港～福岡空港※パック料金に含む
航空機+ホテルパック (朝食付)	115,800	ホテル3泊
食卓料	5,100	1,700円×3日(夕食)
交通費	県外の市	1,600 800円×2日
	政令指定 都市	2,600 1,300円×2日(札幌市)
計	132,040	

※旅費計算につきましては、伊万里市職員等の旅費に関する条例に基づき、最も経済的な経路及び方法により算出することとなっておりますので、申し出があった経路とは異なる場合があります。

No 0004787743003
発行日. 2018年08月28日

RECEIPT
領 収 証

カツキ タカオ様

¥115,800-

THE MENTIONED SUM OF MONEY IS DULY RECEIVED
上記の金額正に領収致しました。

領収日. 2018年06月26日
金種: ATM

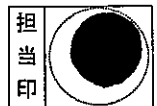
但し、航空券代及び宿泊代として
照会番号: 47929931

ANAセールス
国内予約販売部



TEL. 092-720-8560

印紙税申告納
付につき日本橋
税務署承認済



【社印、担当者印なきもの及び金額訂正したものは無効です】

《調査報告書》

【報告者】 香月孝夫

【調査年月日】平成30年8月22日

【調査地】 ・北海道稚内市

【調査目的】 ① 議会改革行動指針について
② SNSを中心としたゼロ予算での議会広報について
③ 中小企業振興基本条例について



【参加者】 伊想会 7名

香月孝夫 草野譲 渡邊英洋 松尾雅弘 多久島繁 前田敏彦 岩崎義弥、

《稚内市概要》

日本の最北端に位置し、面積 761.47k m²(東西 37.9km・南北 39.7km)、人口 34,834 人(男 17,097 人、女 17,737 人) 18,114 世帯、基幹産業は「水産」・「酪農」・「観光」、宗谷地方の行政や経済の中心地である。併せて、地域の気候特性等を有効に活用した、風力発電施設「宗谷岬ウィンドファーム(日本最大級)」やメガソーラー発電所、またバイオエネルギーセンターなどがあり、全国から注目を集める施策実施が行われている。

1) 議会改革行動指針について

この項目は、議会のフレキシブル(柔軟)性を高めるために、幹(条例)は変えずに、枝葉(指針)についての、基本理念やその取組み方のありかたを学ぶ。

掲げられた、基本理念は「議会本来の役割を果たすために」である。それは「市民生活の向上を目的とした市政発展」を実現するために定められた究極の目標でもある。そのためには、議会活動が市民に理解され、信頼される議会となるように「市民との連携」「議員間の連携」「行政との連携」と大きく3つに分類され進められていることが、稚内市議会の取組みの特徴であり、この事の詳細を学び本市においても役立てて行きたい。

■市民との連携 ～議会の解放を宣言～ (重要：解放⇒議会を市民と共有したい。)

・稚内市での取組みを広く周知させ住民参加型の環境整備を進めるため、下記の3項目の柱が示されている。

- 1 魅せる議会を目指す
- 2 議会への関心を高める
- 3 多くの意見の聴収

※これまでの取組みとして、インターネットを活用した「議案の公開」「常任委員会の中継や継続拡大」「本会議場のBF化」「議場モニターの利活用」「意見交換会」「出前講座」等が行われ、徐々に効果が現れつつある。

★本市においても、議会基本条例の整備が進められているが、時流に即した形で「議会本来の形を示す」ための改革や、前例や枠組みに捕らわれない柔軟な対応を行っていく必要がある。

2) SNS を中心としたゼロ予算での議会広報について

この項目は、現代の議会広報のあり方を鑑み、SNS にチャレンジする稚内市議会の取組みの中の問題点や課題、また有用性や発展性について学ぶ。

平成 25 年 4 月から開始された SNS（フェースブック）広報は、導入コストの面における費用発生は無いが、ガイドライン等の整備に時間と労力を要する。しかし、SNS を通じた市民とのレスポンスにおいては、閲覧時の「いいね」等のリアクションによる反応があり効果的であると思われる。

- ・稚内市議会 facebook ページの運営 → 議会事務局庶務課

※ガイドラインは HP 上に示され、一般的な SNS 利用規約に準ずる項目が設けられ、これまでに問題になるようなトラブルは発生していない。

- ・SNS 広報導入によるメリットは、今後も拡大が予測される。

※閲覧データがリアルタイムで収集が可能であり以後の利活用に役立つと共に、データ分析費用が不要（これまでは外部委託）となった。

※議会ページ検索の手間が簡素化になり、また情報を必要としている方へ直接配信されると共に、その関係している方々へも伝わりやすくなり、幅広い年齢層への広報が可能になってきている。

- ・閲覧状況等

※動画を用いた発信をすることにより閲覧数は増加し、議会を少し掘り下げた内容の発信は、より関心が高まり拡散されやすい。

※紙面の広報誌は、文字数に限りがあるが、そこへ二次元の QR コードを記載することにより長文や動画配信先へのリンクアクセスが容易となり更なる広がり期待を寄せている。

★本市においては、SNS については現在慎重な対応となっている。2020 年には「5G」の時代に突入するため、その流れに対応していくことが重要でありその一つが SNS 広報の構築であるとする。実施に向けては課題山積するが「やらなければならない取り組みであり（次代要求）」実施に向けて早急に推進すべきである。

3) 中小企業振興基本条例について

この項目は、条例制定に至った経緯やその必要性を学ぶ。

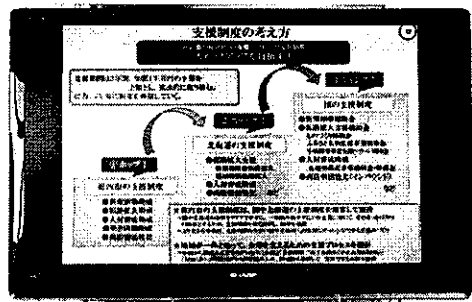
中小企業の発展なくして稚内市の発展は望みにくいという観点において、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略を実効性のあるものにし、地域が一体となって効果的な中小企業振興策を実施していく必要がある。将来を見据えた「基本条例」を制定することにより、中小企業の位置づけを明確にし、発展方向を示しながらそれを軸に産業振興の施策を総合的に推進していくために平成29年4月1日に制定された。併せて、効果的な施策に結びつけるため、具体的な施策や各計画は、毎年度の事業などで推進し、市や中小企業、地域経済団体、大企業等、また金融機関や学校及び市民それぞれの役割を明確にしながら、連携した取り組みを進めることで、地域内の経済循環に繋げ、地域経済の活性化や雇用の創出などの向上が目指されている。

- ・それぞれの責務及び役割が明確に示されている点が特徴的である。

※市、中小企業者、地域経済団体、大企業者、金融機関、学校、市民

- ・中小企業振興における基本理念

- 1 自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重
- 2 経済的社会的環境の変化への円滑な適応
- 3 市、中小企業者その他関係者及び市民の連携
- 4 市民にとって豊かで暮らしやすいまちの実現



- ・支援制度

※助成制度に関しては、年間予算：1千万円、期間：平成31年度迄（3年間）設定され、集中投資が行いやすいように促進策が設けられている。

＜制度例＞

◆商店街空き店舗活用事業助成金

商店街の空き店舗を活用した新規創業や事業規模拡大の支援。

※対象経費：土地および建物賃借料、初期設備費および建物取得費等

※補助率：1カ月当たりの3分の2（上限30万円）

◆商店街活性化事業助成金

市内商店街が独自に行う集客力強化や販売促進活動、活性化のための調査・計画策定事業に対し支援を行う。

※補助率：2分の1（上限50万円）

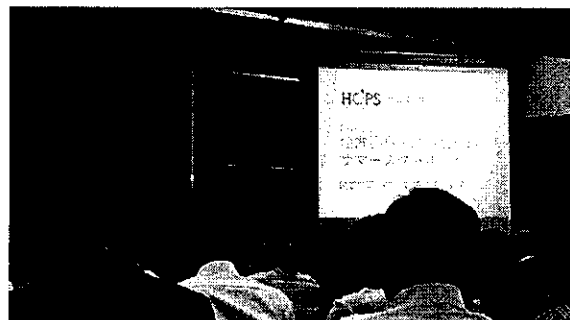
★本市においては、一部の支援制度などについて推進が始まってきているが、更なる拡充を図り市内経済の循環を向上させていく必要がある。そこで重要となってくるのは、各方面との「連携」である。その連携強化を進めるための条例の改正や構築を進めて行く必要性を強く感じ、本市に合致するような条例制定を目指して行きたい。

《調査報告書》

【報告者】 香月孝夫

【調査年月日】平成 30 年 8 月 23 日

【調査地】 ・2018 北海道大学
地方議員向けサマースクール



- 【調査目的】
- ① 北海道の人口問題を考える
-人口問題にどう向き合い、地方創生を目指すのか-
 - ② 豊かな「循環型社会」を目指して
「SDGs 未来都市 2030 へのアプローチ」
 - ③ 過疎なまちづくり -東川町における地方創生-

【参加者】 伊想会 7名
香月孝夫 草野譲 渡邊英洋 松尾雅弘 多久島繁 前田敏彦 岩崎義弥、

北海道大学公共政策大学院（HOPS）とは、政策エキスパートを育てる専門職大学院。北海道大学内にあるこの学院は、全国に先駆けて「文理融合」を掲げ設立。法学研究科、経済学研究院、工学研究院の 3 研究科が集まる公共政策の学びの場となっている。

1) 北海道の人口問題を考える ～人口問題にどう向き合い、地方創生を目指すのか～

国内では、少子高齢化が進み、本格的な人口の減少局面に突入している。出生率は低くこの傾向が続くならば日本は消滅の危機にある。若年層の都市部集中など出生率がますます低下する構造になっている。また、地方都市においては自然減に加えて、社会減により減少傾向に拍車がかかってきている。

北海道においては、18 歳人口の流出、離農、医療ニーズ等が人口減少の要因と考えられていることから、1 次産業において、雇用を増やし、また就労環境の改善や女性の就労環境の確保などが重要な方向性となってきている。

人口減少問題については、地方のみで考えるのではなく、中央省庁や企業など本社が地方都市への移転なども真剣に講じて行く必要がある。併せて、再生可能エネルギー産業の展開や、インバウンドによる観光振興、また雇用環境の充実など変革に向けての取組みも期待されている。

道内においては、札幌への集中で歪みが生じており、本社機能の移転など抜本的な対策を講じない限り難しい問題である。しかし、農業環境については一戸当りの生産額は向上しており、雇用の受け皿として農業を最大限に活用していく方向が重要である。

★人口減少問題については、本市も同様の地方都市ならではの問題を抱えており真剣に取り組む必要がある。北海道においては、農業を基本にその方向性を見出そうとしているように、本市の優位性をしっかりと把握して行く必要がある。本市においては近隣他市に無い「伊万里港」という財産を有しており、その長期的な視野で利活用策を早急に講じるべきであると私は考える。

2) 豊かな「循環型社会」を目指して「SDG s 未来都市 2030 へのアプローチ」

これまで、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムのもとで成り立っていた社会全体。これまでのライフスタイルや経済活動など、社会活動自体を根本的に見直す必要が出てきており、これからの時代は「循環型社会」作りが大切な時代になってきています。ゴミの発生を抑え、排出されるごみは資源として、また廃棄物はきちんと処理を行い天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する社会を指しています。そしてそれを更に進化させていく目標が「SDG s」であり、誰一人として取り残さない社会を世界共通の目標設定がなされました。

《下川町概要》

- ・人口 3,350 人、(うち高齢者：1,316 人、高齢化率 39.6%)
 - ・面積：644.2 ㊦ (うち森林面積：569.8 ㊦、総面積の 88%)
- ※人口の 80%が、中心部に集中 (全体の 80%)

《下川町の政策実現目標》

- ・人口減少、超高齢社会、産業の衰退、通勤者の衰退など、「レベル」「量」「時間」「改善」「未知」への挑戦を行いながら、スローガンに掲げる「幸せ日本一のまち」の実現を目指している。

《目標達成への取組み①》

- ・京都議定書にならない、木質バイオマスによる森林資源活用と共に、温室効果ガス削減のしくみづくりに着手した。循環型森林経営を行い、町有林素材生産量が伸長した。
- ※平成 26 年 8,299 ㎡ → 平成 28 年 12,144 ㎡

《目標達成への取組み②》

- ・木質バイオマスエネルギー利用による、自給の向上、集住化による自立型コミュニティモデルの創造による集落再生に着手。超高齢化対応社会モデル、一の橋地区「バイオヴィレッジ」により多くの課題解決がなされている。

★本市においては、市内森林に目を向けて見ることは勿論、伊万里港から輸出入される木材にも注目していく必要もある。「SDGs」については本市の資源をあらゆる角度から調査研究を行い、これまでは関心を寄せなかったところにもヒントが隠されているのではないかと思います。

3) 過疎なまちづくり -東川町における地方創生-

写真文化首都 「写真の町」東川町 ※20年間で約2割も人口が増えている町

北海道の中央に位置し大雪山を見渡す自然豊かな東川町。旭川市と隣接するこのまちには国道、鉄道、そして上水道の「3つの道」はないが、地域特性にマッチした地域活性化プロジェクトを実践し効果を上げ、まちの人口増加も継続中である。

《下川町概要》 ・人口 8,328 人、面積：247 km²

《町が動き出した契機》

30年前に始められた、世界にも類のない「写真の町」づくり。1985年に「写真の町」を宣言。その後、役場に「写真の町課」が設置された。世界で活躍の写真家に授与する「東川賞」（現在32回目）などがある。全国の若い高校生が写真の腕を競う「写真甲子園」（23回目）。予選は全国500校が参加するなど、東川町を訪れる高校生が増加しまちは活気にあふれてきている。

《地方創生3GEN則（げんそく）》

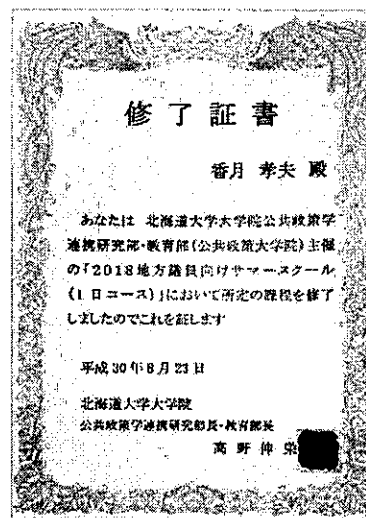
- 1 人間（NinGEN）地方を担う人材、人間の確保
- 2 資源（ShiGEN）地方資源の掘り起こしと確保
「人・自然・文化」
- 3 財源（ZaiGEN）資源を利用し、財源確保

《「3つの“ない”はない」という考え方》 -職員の中のルール-

- 1 予算がない
- 2 前例がない
- 3 他でやってない

※予算がないから、前例がないから、他でやっていないから、という安易な妥協は思考停止の原因。3つの「ない」を言わないことを徹底し、主体的に考え抜くことで、独自の取り組みが生まれる。

★この町は率直には息吹を感じた。何もない過疎地域のそこにしかない地域資源を最大限に掘り起し、地域一丸となって取組む姿勢に感銘を受けた。例えば「写真の町」など伊万里市にそのまま流用して、「焼物と港」などをテーマにして十分に使えそうな気がします。但し、市職員の意識改革がどこまで進捗するかがポイントになってきそうです。



様式第5号・その9（第7条関係）

（年間分）

そ の 他 の 経 費

（支出明細書）

項 目	内 容	金 額 (円)
通 信 費	携 帯 電 話 料	33,000円
	イ ン タ ー ネット 関 連 費 用	年 額 円 × 50 % = 円
	タ ブ レ ッ ト 型 端 末 通 信 料	
合 計		33,000円 .

【携帯電話料明細】

月	支出額	支出額の1/2	対象経費
4月	27,222.	13,611.	3,000.
5月	19,713.	9,856.	3,000.
6月	15,394.	7,697.	3,000.
7月	14,607.	7,303.	3,000.
8月	11,965.	5,982.	3,000.
9月	11,581.	5,790.	3,000.
10月	12,716.	6,358.	3,000.
11月	11,712.	5,856.	3,000.
12月	15,441.	7,720.	3,000.
1月	11,742.	5,871.	3,000.
2月	13,696.	6,848.	3,000.
3月	0	0	0
計	165,789.	82,892.	33,000.

備考 対象経費は、支出額の1/2とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、月額3,000円を限度とする。



〒848-0047
伊万里市伊万里町 甲413-23

香月 孝夫 様



019043201075149379

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-0091
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒812 福岡市博多区住吉
-0018 4-29-22 ドコモ住吉ビル

8515A01040001-000073

電話料金等 料金支払証明書

電話番号等 [REDACTED] - [REDACTED] - [REDACTED]

年月分	支払金額	支払年月日	記事
2018年 4月分	27,222円	2018年 5月31日	ドコモご利用分
2018年 5月分	19,713円	2018年 7月 1日	ドコモご利用分
2018年 6月分	15,394円	2018年 7月26日	ドコモご利用分
2018年 7月分	14,607円	2018年 8月29日	ドコモご利用分
2018年 8月分	11,965円	2018年 9月28日	ドコモご利用分
2018年 9月分	11,581円	2018年10月25日	ドコモご利用分
2018年10月分	12,716円	2018年11月29日	ドコモご利用分
2018年11月分	11,712円	2018年12月26日	ドコモご利用分
2018年12月分	15,441円	2019年 1月26日	ドコモご利用分
2019年 1月分	11,742円	2019年 2月26日	ドコモご利用分
2019年 2月分	13,696円	2019年 3月26日	ドコモご利用分
合計	165,789円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

上記の料金は、収納済みであることを証明します。

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

2019年 4月27日
NTTファイナンス株式会社 [REDACTED]
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70